

仕様書

1. 事業名

第48回世界遺産委員会審議調査研究事業

2. 趣旨・目的

本業務は、第48回ユネスコ世界遺産委員会の審議に関して、締約国の提出文書及び諮問機関（イコモス）の勧告並びに世界遺産委員会の審議の分析等を行うことにより、今後の我が国の世界遺産政策を円滑に推進することを目的として実施するものである。

3. 事業内容

文化庁との協議の下で、第48回世界遺産委員会（開催地：韓国（釜山）、開催時期：令和8年7月19～29日、以下「委員会」とする。）に関する以下の（1）～（4）の業務を実施する。公告中に委員会の開催地、日程、開催形式等についてユネスコから追加の発表があった場合は、当該発表内容を優先する。

（1）事前分析資料作成

委員会の開催に先立って提供される会議資料等及び関連する各国の遺産の情報等を分析し、我が国の世界遺産登録、登録資産の保全を推進する各議題に関する事前の分析資料を作成すること。

ア. 分析の対象となる案件

- ①危機遺産一覧表記載物件の保全状況の審査（議題7A）における議題
- ②世界遺産一覧表記載物件の保全状況の審査（議題7B）における議題
- ③世界遺産一覧表推薦物件の審査（議題8B）における議題

イ. 分析項目

以下に示す項目について、文化庁指定の様式で、1案件につきA4で1～2枚の範囲内にまとめること。

①～③共通項目		
・資産に関する基本情報（決議番号、資産名称、所在国、登録基準）		
・資産概要		
① 危機遺産の保全状況審査 (7A)	② 保全状況審査（7B）	③ 推薦物件審査（8B）
<ul style="list-style-type: none">・決議案・危機遺産に登録された要因・過去の報告において資産に影響を与えていたとされた要因・決議案概要（資産の現況、事務局等の結論と勧告事項）	<ul style="list-style-type: none">・決議案・資産に影響を与える要因・決議案概要（資産の現況、事務局等の結論と勧告事項）・専門家意見	<ul style="list-style-type: none">・比較資産・イコモス勧告概要（OUV（登録基準、完全性、真実性）、保全管理状況、勧告事項）・専門家意見

ウ. 提出期限

①②については会議資料の公表後3週間以内。③については会議資料を文化庁から受領後3週間以内。ただし、完成したものから順次提出すること。

工. 留意事項

- ・議題 8 B、議題 7 B、議題 7 A の順に作業を行うこととし、中でも国内の関心が高い案件を優先する。対応に当たっては、必要に応じて文化庁と協議の上、進めるものとする。作業件数の目安は、議題 8 B は全物件、議題 7 A・7 B は合わせて 15 件～20 件の範囲内とし、具体的な取扱いについては文化庁と協議の上で決定すること。

(2) 世界遺産委員会等における議事概要作成

第 48 回世界遺産委員会に出席し、議事概要を以下のとおり作成・提出すること。ただし、リモート形式になった場合も想定すること。

ア. 速報

委員会各日の議事概要を作成し、当日中に文化庁担当官に提出すること。

イ. 委員会全体

委員会全体（期間中に開催される主要なサイドイベントを含む）の議事概要をまとめ、委員会閉会後 1 週間以内に文化庁担当官に提出すること。

(3) 世界遺産委員会の動向分析を含めた調査研究報告書作成

第 48 回世界遺産委員会の審議内容、これまでの委員会における審議内容の動向、近年委員会を取り巻く課題（例えば、気候変動、AI・科学技術、紛争下における対応、防災に資する分析等）について分析し、調査研究を行い、当該事業の報告書としてまとめること。報告書の構成は、過去に同事業で作成されたものと同様とし、内容・装丁等について文化庁の指示に従うこと。

（参考 URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/hokokusho.html）

(4) 第 49 回世界遺産委員会にかかる事前分析資料作成

（1）と同様に、第 49 回世界遺産委員会において審議される議題に関する事前の分析資料を作成すること。

ア. 分析の対象となる案件

世界遺産一覧表推薦物件の審査（議題 8 B）における議題

イ. 分析項目

（1）イ. と同様の項目及びについて、文化庁指定の様式で、1 案件につき A4 で 1～2 枚の範囲内にまとめること。このうち、事前評価を経たものは、事前評価での指摘点と推薦書での対応ぶりをまとめること。

ウ. 提出期限

会議資料を文化庁から受領後 1 カ月以内

4. 事業期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）2 月 26 日まで

5. 事業実施に当たっての留意事項

個人情報の取り扱いには十分留意すること。

6. 著作権、成果物等の取り扱い

本事業の実施に当たって発生した著作権及び成果物等については、原則として文化庁に帰属するもの

とする。また、本事業の実施に当たって、著作権の保護や成果物等の取り扱いに十分に配慮すること。本事業の成果物作成のために必要な著作権等も権利処理については、事業者が必ず当該権利を保持する者等と調整し、必要な処理をすること。また、調査研究結果を外部へ公表する場合は文化庁と協議すること。

7. 提出する成果物

(1) 報告書（紙媒体） 250部

※250部のうち、文化庁が指定する部数（200～210部の範囲内）を地方公共団体等の文化庁が指定する宛先へ送付のうえ、残部を文化庁に提出すること。

(2) 報告書の電子データ

Word 形式及び PDF 形式の両データを電子メール等により提出すること。

なお、参考資料（調査の過程で収集・作成した資料）等についても Word、Excel、Power Point、PDF 等、文化庁担当官と協議の上、適当な形式・手法で提出すること。

8. 成果物の納入期限・場所

(1) 納入期限

令和9年（2027年）2月26日（金）

(2) 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産推薦係

9. 事業規模

事業規模は8,000千円（税込）を上限とする。

10. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

ア. 本委託業務に係る入札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。

イ. 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

ウ. 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

エ. 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

オ. これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の第48回世界遺産委員会審議調査研究事業に係る総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1. 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 仕様書記載の内容について全て提案されていること。(仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。)

* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 調査・研究方法が妥当であること。(調査・研究方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。)

* 1-2-2 調査・研究方法が具体的かつ明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。(作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。)

2. 組織の経験・能力

2-1 組織の業務分野に関する専門知識・適格性

* 2-1-1 国外の世界遺産、推薦資産に係る調査・研究・保全・修復等や世界遺産委員会に関する知見を有していること。(類似の業務を実施した実績があれば、実績の内容に応じて加点する。)

2-2 組織の業務実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3. 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 過去に国外の世界遺産、推薦資産に係る調査・研究・保全・修復等の業務実績及び世界遺産委員会に関する調査又は類似の調査を実施した実績があれば、実績の内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務分野に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 国外の世界遺産、推薦資産について調査・研究・保全・修復等の経験を通じた知識・知見及び世界遺産委員会に関する幅広い知識・知見を有していること。(知識・知見の内容に応じて加点する。)

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受ければ加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のみに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画

(令和7年4月1日以後の基準) 策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5. 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする※1）。

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者に届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 紙面所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者に

より上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と隨時協議を行うものとする。

18. その他

- (1) 検収は、文化庁が行う。
- (2) 提出した成果物または本事業に関する事柄について問い合わせがあった場合には、即時説明ができる体制を整えること。
- (3) 委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先との明確な責任と役割分担を示すとともに、適切に遂行できる企業等を選定すること。

決議番号		ID No.		種類	文化遺産
資産名(英)					
資産名(日)					
国					
登録年	[世界遺産] 年		[危機遺産] 年		
登録基準					
決議案	:				
資産概要					
危機遺産に登録された要因	<p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p>				
過去の報告において資産に影響を与えていたとされた要因	<p>.</p> <p>.</p>				
概要					
[現況]	<p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p>				
[事務局・ICOMOS 及び ICCROM の結論及び勧告事項]	<p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p>				

コメント
※当該資産に関する専門家意見を記載すること。 (記入者名)

決議番号		ID No.		種類	文化遺産
資産名(英)					
資産名(日)					
国					
登録年	年	登録基準			
決議案	.				
資産概要					
資産に影響を与える要因					
. . .					
概要					
[現況] . . .					
[事務局・ICOMOS 及び ICCROM の結論及び勧告事項]					

コメント
※当該資産に関する専門家意見を記載すること。
(記入者名)

決議番号		ID No.		種類	文化遺産
資産名(英)					
資産名(日)					
国					
決議案		登録基準	[締約国]	[ICOMOS]	
資産概要					
比較資産					
ICOMOS 勧告					
<p>[OUV] ①登録基準:</p> <p>②完全性:</p> <p>③真正性:</p>					
[保全管理状況]					

[勧告事項]

・登録基準(●)、(●)に基づき、記載を勧告。

コメント

※当該資産に関する専門家意見を記載

(記入者名)

決議番号		ID No.		種類	文化遺産
資産名(英)					
資産名(日)					
国					
決議案		登録基準	[締約国]	[ICOMOS]	
資産概要					
比較資産					
事前評価					
ICOMOS 勧告					
[OUV] ①登録基準:					
②完全性:					
③真正性:					

[保全管理状況]

[勧告事項]

- ・登録基準(●)、(●)に基づき、記載を勧告。

コメント

※当該資産に関する専門家意見を記載

(記入者名)